



公 示 送 達 書

公 告

下記の書類はその送達を受けるべき者の所在が明らかでないため、地方税法第20条の2および紀の川市税条例第18条の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月8日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 市民税・県民税 税額変更通知書	LE XUAN TRUONG	
備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。		